主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人埴淵秀雄、同福島喜一の上告趣意第一点は違憲をいうも実質は単なる訴訟 法違反の主張(所論中、A、B、Cの被告人との対質調書は原審判示のように同意 があり、その他の供述調書について証拠能力を肯定した原審判示の正当であること は当裁判所判例「昭和二六年(あ)第二三五七号同二七年四月九日大法廷判決、集 六巻四号五八四頁」の趣旨とするところである)、同第二点は事実誤認の主張、同 第三点は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年一二月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ			茂
裁判官	/]\	谷	勝		重
裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	谷	村	唯	_	郎
裁判官	池	田			克